書評

松井嘉徳著 周代國制の研究

江村治樹

西周時代の研究は、古代史研究の中でも、史料的に極めて困難がともなう研究分野である。史料上から見れば、前の殷王朝よりも問題が多いと言ってもよいくらいである。殷王朝の研究には、周知のように膨大な甲骨文字が存在する。そのため、殷王朝の國家構造は相當なところまで明らかになっている。西周時代に關しては、確かに見かけ上、文獻史料は殷王朝よりは增加する。しかし、確かな史料は少なく、後世における周王朝の理想化にともなう注意を要する史料が多い。[1] ただし、考古資料については、青銅器銘文（金文）が殷王朝よりも增加し、長文の銘文が出現することも確かである。しかし、これも形式的な短い銘文が多く、長文でそのまま歷史資料として使用に堪える銘文はそれほど多くない。また、殷の甲骨文字が王權の中樞に係わる史料であるのに對して、青銅器銘文は、どちらかと言えば王權の周邊に係わるものが多い。[2] したがって、國家構造や本書で問題とする國制の研究には困難がともなう場合が多い。しかし、西周時代の研究には、文獻史料の情況を鑑みれば、同時代史料であるこのような青銅器銘文に賴らざるをえないことは言うまでもない。加えて、現在ではこのような材料は一昔前とは際立って增加し、それに對する整理も格段に進んでいる。本書は、このような情況のもとで、青銅器銘文の解讀と分析を踏まえて、西周時代を理解する基本問題である國制の問題に對して正面から立ち向かった、意欲的で時宜をえた研究である。

本書は、著者の方法論的立場を記した「緒言」、および本書の成立の經緯を述べた「結びにかえて」の部分を除くと、以下のような四部構成になっている。

第Ⅰ部
第Ⅰ部の課題
第一章　周の領域とその支配
第二章　周王の「都」
第Ⅱ部
第Ⅱ部の課題
第一章　「王家」と宰
第二章　西周の官制
第Ⅲ部
第Ⅲ部の課題
第一章　西周の氏族制
第二章　分節する氏族
第Ⅳ部
第Ⅳ部の課題
第一章　「縣」制の遡及

第二章　分裂する王室

なお、より大まかに以上の構成を整理すると、第Ⅰ部から第Ⅲ部までは西周期の國制を論じた本書の中核部分をなし、同時代の青銅器銘文を史料として用いて論證が行われている。それに對して、第Ⅳ部では東周期（主に春秋期）に議論が擴大され、第Ⅲ部までの考察結果に對する檢證が文獻史料にもとづいて行われている。

さて、「緒言」においては、周代國制研究のこれまでの問題點と著者による解決の處方箋が提示されている。著者によると、これまでの周代國制に係わる議論は二つの方向からなされてきたとする。一つは、松丸道雄氏が學說史整理で指摘したごとく、[3] 宮崎市定、貝塚茂樹氏を代表とする都市國家論や宇都宮清吉氏を代表とする邑制國家論である。しかし、この議論の立脚する社會構造の基礎としての氏族制は未解明であり、この方向からの解明には知識の上で限界が存在するとする。もう一つは、周代の官制をめぐる研究である。この方面の研究は青銅器銘文の發見の增加により、近年中國の學界で進展している。しかし、單なる官制の復元研究に止まり、社會構造まで射程に入れられていない。一方、都市國家論や邑制國家論も官制研究は射程に入れておらず、兩者ともに片手落ちとする。

著者は、以上の二つの方向に引き裂かれた情況を克服するには、王國維が「殷周制度論」（『觀堂集林』卷一〇）で想定した、「周人の制度」の中核が周王あるいは王室であったとする視點に立ち返るべきだとする。すなわち、周王をめぐる問題をクローズ・アップすることにより、上記二つの方向の研究を結合する地平が開ける可能性があるとしている。この基本的立場は、本書において終始貫かれている。

第Ⅰ部では、「緒言」で提示された周王そのものに關心が向けられる。第一章では、周王の命は「王身」から發し、「王家」「周邦」「四方」へ傳達、擴大し王朝の支配秩序の維持が圖られるとする。とくに、秩序の動搖に際しては、周王は「遹省」「獸」「征」「伐」などと稱される軍事的行動を自ら起こし、現地にまで赴いて對處した。そして、王朝の秩序維持は周王の側から一方的に行われるだけでなく、諸邦や臣下の側からの捕虜、鹵獲品の獻上や服事という逆の回路も存在したとする。すなわち、周王による王朝秩序は、諸邦、周王の臣下への「王命」、諸侯、臣下からの周王への「獻服」、さらに周王の諸邦、臣下への「賜與」というように循環回路によって維持されていたとする。

第二章では、非軍事的な場合での周王の所在地が問題とされる。周王は、確かに成周（新邑洛邑）、宗周（鎬京）、周（岐邑）、莽京（宗周ないし岐周の近隣）など王都と考えられる地を經巡って儀禮を執行している。しかし、注目されるのは豐、畢や鄭、吳といった王都と類似性が高い地において儀禮を執り行っている點である。とくに、鄭には軍事的、經濟的、さらには官制上も王都との高い類似性が認められる。周王朝では、周王の所在地こそが王都の機能を果たし、王朝の中心はあくまで周王自身であったとする。そして、このように考えると、正都、副都の議論や遷都といった言葉はもはや不要であるとまで言い切っている。

ここにおいて、著者は周王を中心とする周王朝の全く新しいイメージを提示しており、『周禮』など後世の文獻にもとづいた、從來のような王都を中心とした同心圓的な周王朝のイメージが崩れ去る。著者は、周王の定住する王都を否定しているように見える。しかし、鄭や吳には大廟、大室など特定の宗教施設があり、特定の複數の中心が存在した可能性が殘る。

第Ⅱ部では王朝の秩序そのものを構成する「王家」に關わる官制が問題とされる。第一章では、『周禮』などで重視される宰の實態が青銅器銘文により明らかにされる。宰は、臣、妾など臣民や動產、不動產を含む「王家」の財や王命の出納に密接に係わる官職である。しかし、それは周王に獨占的に係わる職掌ではなく、『周禮』天官冢宰のイメージでとらえるべきではないとする。そして、「册命金文」に記された策命儀禮に現われる「右者」宰と受命者との間に官制上での積極的な統屬關係を見いだすことは困難であるとしている。

第二章では、前章で論じられた官制上の特質について、西周期の「官制」全體に廣げて檢討される。「册命金文」に記された服事、職掌に係わる王命には、受命者の服事を抽象的、一般的に示す「事」と、具體的職掌を示す「嗣」という二つの概念が併存している。前者は、西周前期、中期に認められ、殷代より引き繼がれた祭祀、軍事を意味するが、「嗣」は中期に「事」と入れ代わるように出現し、周的な課題を擔った新しい用語である。しかし、「嗣」によって示される官職は具體的な職掌を指示するのみで、ヒエラリッシュな垂直的な統屬性を示すものではない。すなわち、「册命金文」からうかがわれる西周期の「官制」は水平に分割された具體的職掌の集積にすぎないとする。

本章で明らかにされた西周官制の特質は、青銅器銘文そのものから導きだされたものであり、これも『周禮』的官制のイメージを一變させる、極めて意義深い提言である。しかし、大膽な提言であるだけに、いくつかの疑問點も殘る。まず、殷的な「事」の支配とは如何なるものであったのか、西周の特質をより明確にするにはさらなる檢討が必要であろう。次に、西周的官制が「水平に分割された具體的職掌の集積」とされているが、周王の系統的な行政的統治は存在しなかったのか。「册命金文」によらざるをえない現狀での檢討の限界はあるではあろうが、組織だった統治、あるいは官制の中に統治の理念は存在しなかったか可能性を探ってみる必要がある。次の部の第二章で明らかにされる、分節化した氏族を統合する原理を考える上でも、官制そのものに對してのより踏み込んだ檢討が望まれる。(4)

第Ⅲ部では、具體的職事の集積である王朝秩序と「封建制」ないし氏族制との關係が問題とされる。うち第一章では、〈兮甲盤〉に兮甲が兮伯吉父と言いかえられていることに注目し、伯吉父のごとく「[排行] 某父」という稱謂について網羅的に檢討される。すなわち、兮伯吉父のような「某 [排行] 某父」を基本形にして「[排行] 某父」、「某 (氏族名 [國名]) 某父」、「某父」などの樣々なヴァリエーションが出現する。また「伯作彝」のような「[排行] 作□」形式も同類とする。そして、これらはみな、兮甲の甲など「名」を直接記す公的な活動、職事命令の場での表現と異なり、青銅器作器の事實や願望に係わる表現であり、一族の祭祀の場を念頭に置いた表現であるとする。さらに、「某父」を

記さず匿名性の高い「[排行] 作□」形式は西周前期に成立しているが、西周中期、後期における「[排行] 某父」形式の盛行は作器者の一族内での個性重視の傾向を示しているとする。また、この時期には「[排行] 某父」の稱謂が一轉して公的な場でも使用されるようになり、同時に排行が脱落した善夫吉父など「[官名、身分] 某父」の稱謂が出現するとしている。そして、ここには氏族制原理を王朝の官制、身分と結合させる權力構造の存在が示されているとするが、兩者を結合させる權力構造の具體的説明はない。しかし一方では、その後引き續いて、周王朝は、周王と受命者における「名」を媒介とする職事命令（「行政」）の秩序と排行をともなう稱謂により示される氏族制の秩序という、二つの秩序に支えられていたとも述べている。

しかし、ここで問題となるのはこの兩者の秩序の關係である。今甲のような「名」による職事命令と、「[官名、身分] 某父」のような官職、身分との間にはどのような差異あるいは關連があるのであろうか。また後者においては官職、身分と氏族との關係も追究する必要があろう。また、「某（氏族名〔國名〕）某父」のように、「氏族名（國名）」と表現されているが、氏族と國との關係も檢討される必要があろう。この點は「封建制」の問題とも關わり、著者の言う二つの秩序の關係とも關連する問題である。

第二章では、まず鄭井叔、豐井叔や鄭虢仲のように、叔や仲などの排行に冠せられる二字の氏族名の稱謂の存在に注目し、當時の氏族の在り方が檢討される。とくに、事例數の多い井と虢にかかわる稱謂が綿密に檢討され、鄭井叔、豐井叔などは鄭や豐の地に「地域化」された井氏の分族を示し、鄭虢仲なども鄭地に「地域化」された虢氏の分族を示すとする。これに對して、井伯、虢伯など一字のみの氏族名を冠した稱謂は、「地域化」されない分族を示し、井（邢）侯などは井地に封ぜられた諸侯を示すとする。要するに、このことは王室と同じく、周王朝の有力氏族の中に分節化、言いかえれば氏族の分族化が起こり、一族の分散居住が進行した事實を示しているとするのである。

以上も、金文に基づいた著者ならではの手堅い論證に支えられており結論は動かないであろう。しかし、「地域化」された分族、「地域化」されていない分族、それに「封建」された諸侯の關係がここでは十分説明されてはいない。とくに「地域化」とはどのようなことを意味するのか、「封建」との差異、鄭地の例が目立つ點などと絡めて説明される必要があろう。加えて、それぞれ性格の異なるとされる分族と官職の關係がつめられることによって、始めて周王朝の全體的秩序が見えてくるのではなかろうか。

第Ⅳ部では、最初に述べたように、東周期、とくに春秋期の國制に係わる問題があつかわれる。第一章では、第Ⅰ部第二章や第Ⅲ部第二章で問題とされた、西周期の「鄭還」、「豐還」などの「還」の意味について追究される。「還」を「縣」とする説は李家浩氏によって近年改めて提起されたが、その解釋は東周期の「縣」制との接續を困難ならしめるものであった。そこで、著者は日本における東周期の「縣」制研究の展開を丹念にたどり、問題の本質は中央權力を頂點とする權力構造のなかに「縣」をいかに位置づけるかにあると考える。そして、「縣」とは「軍事行政的見地」から要請される「組織化」に他ならないとする。この視點から翻って西周期の「還」の特質を見てみると、東周期の

「縣」とすべてにわたって接合する。すなわち、「還」の特質として、(1)軍事集團の駐屯地、および(2)それを支える林、虞、牧の諸官の配置は、「縣」の軍事的機能とつながる。(3)周王の巡り來る地であり、王「都」と見なせる點は、中央權力に直接「繫」がる「縣」に對應し、(4)有力氏族、諸侯の「地域化」された分族居住地である點は、春秋時代における第一次氏から分かれた第二次氏による縣邑管理と對應する。

このようにして、西周期の「還」は、東周期の「縣」制の系譜の中にみごとに位置づけられることになった。そして、同時に第Ⅲ部までに個別に論じられてきた問題が一體として關連づけられることとなった。ただし、ここでも第Ⅲ部第一章で問題とした氏族と官職の關係など、周王と氏族との關係についての疑問は殘る。

第二章では、西周期に起こった有力氏族の分節化が、周王室においても起こりえた可能性が東周期の文獻上の事例にもとづいて檢證される。まず、『史記』は鄭桓公を「封建諸侯」と解するが、實際は周王朝の卿士であったことが明らかにされる。そして、東周期には周王の子弟が卿士となるのは特別なことではなく、王叔氏、劉氏、甘氏、儋氏などいくつも見いだされる。このうち、劉氏、甘氏など采邑名に因むものは、西周期の「地域化」された分族、王叔氏のように排行に由來するものは「地域化」されない分族に對應するとしている。したがって、鄭桓公も鄭に「地域化」された分族であった可能性があるとする。ここで始めて、「地域化」された分族が采邑を有した可能性が指摘され、「封建諸侯」との相違が明らかとなる。しかし、「地域化」されない分族がどのような存在形態をとったかは說明されていない。

最後に、周王子弟の分節化の結果として立ち現れる東周期における王室の內亂が取り上げられ、このような內亂の痕跡が西周後期にまで遡れることから、王室においても分節化は早くから進行していたことを推測している。また、內亂に關して、王が「王宮」を轉々と遷している事實から、西周期の經巡る王との關係に言及されているが、情況が根本的に異なることから王朝の秩序維持の問題と關連づけるのはやや無理があろう。

以上、各章の內容を紹介しながら個別に疑問點を示してきたが、次に全體的な論評を加えておきたい。

最初に述べたように、本書は二段階の構成になっている。第一段階は第Ⅰ部から第Ⅲ部までの西周期における事實、關係を提示する部分である。ここでは、後代の文獻資料を極力排除し、禁欲的とも言えるほど同時代の青銅器銘文資料に沈潛して論證が進められている。そして、第二段階の第Ⅳ部では、第一段階の研究成果に係わる事實の意味、相互關係がより明示的に論究されている。

このような研究方法は、從來の西周期における國制、國家構造に對する方法とは明らかに異なっている。從來、『周禮』や『左傳』など後代の文獻に見える枠組みを前提として、青銅器銘文をそれに當てはめる形で研究が進められてきた。いわば、後代の文獻に一致する銘文資料のみがすくい上げられる傾向があった。本書では、あくまで同時代の史料から歸納的に事實、關係を導き出す、極めて歷史研究として正當な方法がとられている。第Ⅱ部第一章の「宰」に關する研究などはその典型的な部分である。これが第一の特色である。

第二の特色は、同時代史料により客觀的な事實、關係をおさえた上で、史料の豐富な東周期、とくに春秋期の史料から、時間的に遡って事實、關係の意味を確定していく方法がとられている點である。從來と同様に後代の文獻を用いながらも檢證に限定している點、論證結果の客觀性を確保する上で格段に進んだ方法といえる。

しかし、この方法にも全く問題がないわけではない。本書の方法も、やはり後代からの遡及的方法であることには變わりはない。著者は、第Ⅳ部第一章の「還」の意味の解明には東周期の「縣」との對應關係を示すのみで愼重な態度をとっているが、結果的に東周期と西周期の連續制を強調することになっている。少なくとも讀者にはそのようにとられかねない。西周期の國制の特質をより明確にするためには東周期の變化の部分にこそより注意を向ける必要があるのではなかろうか。

次に、第Ⅰ部からⅢ部において、西周期の事實、關係をあるがままに提示することに重點が置かれ、また第Ⅳ部も間接的な檢證であるために、著者の考える西周期の國制に對する體系的な全體像が把握しにくくなっている。評者が各章で示した疑問點はほとんどこの點に係わるものである。全體にわたる總結の部分が必要ではなかったかと思われる。(5)

最後に史料のあつかいの問題についてふれておく。本書の研究には青銅器銘文が大きな役割をはたしているが、史料としての可能性と限界が十分意識されている。著者によると、西周、春秋期の青銅器銘文は約四八〇〇件あるが、頻繁に利用される「冊命金文」は一〇〇件程度に過ぎず、利用頻度の高い長銘のものを除くと、四〇〇〇件以上の短い銘文のデータが利用されずに放置されていると言う。このような短い銘文にも重要な史料的價値があることに氣づき、網羅的に整理して歷史研究、とりわけ國制研究に用いたのは、おそらく著者が初めてであろう。(6) とくに第Ⅲ部はその成果であり、銘文の記載形式を表に整理することによって、様々な新たな事象を浮かび上がらせた。そして、青銅器の性格や記載內容の性質を配慮しながら、注意深く事象の意味的解明を進めている。評者も、かって春秋戰國期の青銅器をはじめとする器物における字數の少ない銘文について、網羅的に整理し歸納法的に解讀する作業を行ったことがあるが、問題は恣意的解釋に陷るおそれがあることである。このような方法において、現在のところ明確な方法論が確立されているわけではない。これは評者にとっても課題であるが、言語學的な視點も加味し、演繹的な方法も試みるべきではないかと考えている。

青銅器銘文のあつかいに關しては、青銅器の編年の問題がある。編年は、考古資料としての青銅器を歷史研究に用いるための基礎的作業にあたる。本書では、基本的に『殷周金文集成』の斷代と林巳奈夫氏の編年が用いられているが、部分的にでも著者獨自の編年觀も提示すべきではなかったか。評者は個人的に林氏より、編年觀は編年者ごとに異なり、編年は自らの固有の研究目的のために個別に行うべきものであると言われたことがある。(7)

次に青銅器以外の遺物、遺跡などの考古資料についてである。同時代史料が少なく、しかも斷片的で片寄りがある古代史研究においては、複眼的視點が要請される。本書では様々な局面で複眼的な方法が效果的に用いられているが、青銅器以外の考古資料の

利用はあまり考慮されていない。たとえば、經巡る周王の問題は、今後西周期の王權を考える上できわめて重要な提言であることは間違いない。このような周王のあり方は、西周期においてのみ、いまだに王墓や城壁を有する國都が確認されていない事實[8]と何らかの對應關係があるように思われる。また、一方では諸侯の國都や墓地はいくつか確認されていることも王權の在り方と氏族あるいは諸侯の關係を考える上での手がかりになるのではなかろうか。[9]

以上最後になって、著者が本書で意圖しているところを外れて望蜀の言を弄してしまったように思われる。しかし、西周國制に關するこれだけ多方面にわたる新しい事實、關係を剔出した本書においては、やはり全體を俯瞰して事象を有機的に關連づけ歷史的位置づけを行なう總論部分を、假說を含むものであっても著者自身の言葉でまとめてほしかったというのが率直なところである。

註

（1）まず、周王朝に關わる文獻史料としては『尙書』周書と『詩經』が擧げられる。しかし、周書の中で確かな史料とされるのは周初の五誥くらいであり、『詩經』も國制研究にはそれほど役立たず、西周時代全體をカバーする史料ではない。また、『周禮』は周公の制度を記載したものとされるが、これも戰國以後に編纂されたもので、同時代を直接反映するものではないというのが通說である。

（2）著者も第一章で述べるように、周王自作器は極めて少ない。ほとんどの靑銅器が諸侯自作器と考えて問題ないであろう。

（3）松丸道雄「殷周國家の構造」（『岩波講座　世界歷史4』岩波書店、一九七〇）。

（4）第Ⅰ部では、現身の王が經巡りながら儀禮を執り行うことによって王朝の秩序を維持したとされる。そして、それを保證したのが「王命」と「獻服」等の循環回路とされるが、このような裝置のみで秩序が維持されえたであろうか。官制が何らかの役割を果たした可能性がなかったであろうか。

（5）第Ⅱ部第二章の官制の問題や、第Ⅲ部第一章の官制と氏族もしくは「封建」との關係、第Ⅲ部第二章の「地域化」の問題については、著者の前稿「周の國制――封建制と官制を中心として――」（『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一）において、かなり具體的、明示的に述べられている。とくに、周王のオイコスとしての具體的な職事任命こそが、周王と受命者（內諸侯、さらには外諸侯）を結びつける役割を擔ったとする指摘、官職敍任による家產制的原理再編の可能性の指摘、官職と氏族ないし「封建」との關係の指摘は西周王朝の秩序を考える手がかりとして重要と思えるが、本書ではこの考え方は展開されていない。本書では氏族制原理が強調されているところから見ると、著者の歷史認識の變化を示すのであろうか。

（6）著者も觸れているように、より先に西周金文の書式を網羅的に整理したのは林巳奈夫氏である（「殷―春秋前期金文の書式と常用句の時代的變遷」〔『東方學報五五』一九八三〕）。ただし、考古學者である林氏には、國制の復元とい

う歴史學的な觀點はない。

（7）林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究――殷周時代青銅器綜覽一』（吉川弘文館、一九八四）、『春秋戰國時代青銅器の研究――殷周時代青銅器綜覽三』（同、一九八九）。

（8）周の都城には、周原の岐邑、文王の都・豐京、武王の都・鎬京、周公旦が造營したとされる洛邑（成周）があったとされるが、候補地とされる地域に明確な城壁が發見されていないため都城との確證が得られていない（拙稿「古代都市社會」〔『殷周秦漢時代史の基本問題』同上〕）。周王墓についても傳承地はあるがいずれも後代のものであり、確實なものは發見されていない。

（9）西周期の燕と魯の國都はすでに確認されており（註（8）拙稿）、燕や衞の君主の墓（『考古』一九九〇年一期、郭寶鈞『濬縣辛村』〔科學出版社、一九六四〕）の他、近年では晉の君主の墓地も確認されている（『文物』一九九五年七期）。

二〇〇二年二月　東京　汲古書院
B五判　三二〇＋七二頁　九〇〇〇圓